

松前町分別収集計画

(第6期)

平成 2 2 年 6 月

松 前 町

松前町分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する 事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	7

松前町分別収集計画

平成 22 年 6 月 1 日

1 計画策定の意義

本町のまちづくりは、「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」の実現を基本理念とし、海・川・湧水など豊かな水に恵まれている本町の環境特性を守り育て、環境にやさしいまちづくりの一層の促進に努めているところである。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、ごみの減量、資源循環型社会の形成に向けて積極的に施策の転換を図っていく必要がある。それには、社会を構成するそれぞれの主体が、それぞれの立場においてその役割を認識することが最も大切である。

本町では、平成 9 年度から可燃・埋立・粗大・有害・缶・びんの 6 分類による分別収集を開始し、現在では、17 分類による分別収集を行い、容器包装廃棄物の分別の徹底など、資源循環型社会への転換を推進している。さらには、最も排出量が多い可燃ごみの減量化を図ることを目的として、平成 18 年 10 月から可燃ごみ指定袋制度を導入し、平成 21 年度では平成 17 年度総排出量と比較し約 1,805 トンの排出抑制が図られ、町民のごみ分別意識も向上している。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の中でも大きな比重を占める容器包装廃棄物を分別収集し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政のそれぞれの役割や具体的な推進方を明らかにするとともに、これを公表し、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・循環型社会をめざしたごみ処理体制及び収集体制の充実を図る。
- ・3R を基本とした地域社会をつくり、環境負荷の低減を図る。
- ・町内の全ての関係者が一体となった取組みによる快適な町づくりを推進する。
- ・町民主導による 3R 運動の推進。
- ・「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」にふさわしい環境教育の充実を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	2,435 t	2,444 t	2,452 t	2,460 t	2,468 t

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

年度 品目名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スチール製容器	67 t	67 t	67 t	67 t	67 t
アルミ製容器	70 t	70 t	70 t	70 t	71 t
無色のガラス製容器	237 t	238 t	239 t	240 t	241 t
茶色のガラス製容器	187 t	187 t	188 t	189 t	189 t
その他の色のガラス製容器	44 t	45 t	45 t	45 t	45 t
飲料用紙製容器	41 t	41 t	42 t	42 t	42 t
段ボール	336 t	337 t	338 t	339 t	340 t
その他の紙製容器包装	535 t	537 t	539 t	541 t	542 t
ペットボトル	152 t	153 t	153 t	153 t	154 t
白色トレイ	38 t	38 t	38 t	38 t	39 t
その他のプラ製容器包装（トレイを含まない）	728 t	731 t	733 t	736 t	738 t
合計	2,435 t	2,444 t	2,452 t	2,460 t	2,468 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- (1) 教育、啓発活動の充実
 - ・ 小学校3・4年生が使用する社会科副読本「松前のくらし」に、松前町のごみ排出状況等を掲載し、ごみに関する問題や3Rを認識させ、町全体への波及をねらう。
 - ・ 学校や地域に出向き、環境・3R学習を実施する。
- (2) 容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルの啓発活動
 - ・ 広報誌「広報まさき」及びチラシ等により、ごみの排出抑制及びリサイクル推進についての記事を掲載し「ごみの見える化」を図る。
 - ・ 「フレッシュ・リブまさき」等、町内団体によるごみ処理施設先進地研修を毎年実施することによりごみ問題等に取り組み快適な町づくりに努める。
 - ・ マイバッグ持参の定着や、スーパー等の小売店（事業者）での包装の簡素化を推進する。
 - ・ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を行う。
 - ・ 町保有施設「環境プラザ」を活用し、町民が気軽に参加できる啓発事業を実施する。
- (3) 資源ごみ集団回収の促進
 - ・ 資源ごみ集団回収団体登録の拡大を図る。
 - ・ 地域住民による集団回収を促進するため、登録団体への資源ごみ集団回収活動奨励補助金を交付する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

ごみ処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄に定め、また、町民の協力度、委託業者が有する収集機材、処理施設等を勘案し、収集にかかる分別区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類
主として ガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙類（紙パック）
主として段ボール製の容器	紙類（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって上記以外のもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	33 t		33 t		33 t		33 t		33 t	
主としてアルミ製の容器	34 t		34 t		34 t		34 t		34 t	
無色のガラス製容器	(合計) 140 t		(合計) 141 t		(合計) 141 t		(合計) 142 t		(合計) 142 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 140 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 141 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 141 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 142 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 142 t
茶色のガラス製容器	(合計) 115 t		(合計) 115 t		(合計) 116 t		(合計) 116 t		(合計) 117 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 115 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 115 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 116 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 116 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 117 t
その他のガラス製容器	(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t	
	(引渡)量 9 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 9 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 9 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 10 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 10 t	(独自処理)量 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	175 t		175 t		176 t		177 t		177 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 66 t		(合計) 67 t		(合計) 67 t		(合計) 67 t		(合計) 67 t	
	(引渡)量 33 t	(独自処理)量 33 t	(引渡)量 33 t	(独自処理)量 34 t	(引渡)量 33 t	(独自処理)量 34 t	(引渡)量 33 t	(独自処理)量 34 t	(引渡)量 33 t	(独自処理)量 34 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 259 t		(合計) 260 t		(合計) 261 t		(合計) 262 t		(合計) 262 t	
	(引渡)量 259 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 260 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 261 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 262 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 262 t	(独自処理)量 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度（平成17年度～平成21年度）の分別基準適合物等の収集実績平均量
（1人当たり原単位）×人口変動率

また、人口変動率は次のとおり設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
31,668人 (対前年度比) 0.34%	31,776人 (対前年度比) 0.34%	31,884人 (対前年度比) 0.34%	31,992人 (対前年度比) 0.34%	32,100人 (対前年度比) 0.34%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

① 分別収集は現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん類	委託業者による定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙類（紙パック）	委託業者による定期収集	民間業者
	段ボール	紙類（段ボール）		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類	委託業者による定期収集	民間業者

- ② 町内の資源ごみ集団回収活動で実施団体が回収している飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。
- ③ ごみ減量対策等モデル地区が実施しているスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料製紙容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装については、引き続きモデル地区が分別収集を実施する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん類	無色又は白の半透明の袋	4tパッカー車	松山容器保管施設（選別・圧縮保管）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	無色又は白の半透明の袋	4tダンプ車	松山容器保管施設（選別・圧縮保管）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙類	紐で縛る	4tパッカー車	カネシロ保管施設（選別・圧縮保管）
段ボール				
ペットボトル	ペットボトル	無色又は白の半透明の袋	4tパッカー車	松山容器保管施設（選別・圧縮保管）
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類	無色又は白の半透明の袋	4tパッカー車	松山容器保管施設（選別・圧縮保管）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・ 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくためには、町民参加による「松前町ごみ減量対策委員会」を設置し、町民、事業者、行政のパートナーシップを基調とした分別収集推進体制を整備する。
- ・ 資源ごみ集団回収活動を促進するため、奨励補助金交付等の支援を継続する。
- ・ ごみ減量対策等モデル地区による、ごみ減量に取り組む事業を促進するため、補助金交付等の支援を行う。